

横浜市立山元小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月25日策定

(令和8年2月改定)

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念（横浜市基本方針）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である、ということを経済職員の共通認識とする。
- (2) 教職員の組織力向上に努め、情報共有を徹底する。
- (3) いじめに対して、児童の思いに寄り添い、地域や関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に取り組む。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(3) いじめ防止等に向けた山元小学校基本理念

本校の学校教育目標「自分を大切にできる子 共に生きる子 山元の子」の具現化を目指す中で、全職員が組織的な対応を行っていく。そのために、児童のSOSを早期に捉え、寄り添い、保護者や関係機関と連携して、児童が安心して学べる学校づくりを推進していく。

次の3点をいじめ防止のための基本姿勢とする。

① いじめの未然防止

- ・いじめ防止を常に意識し、「元気なあいさつ」「山小ウォーク（右側通行・ゆっくり歩く）」「黙働（掃除中）」の励行を大切に、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。
- ・横浜子ども会議や人権週間など、児童が自らいじめについて考える機会を設ける。
- ・日々の授業の中で「子どもが思いや願い、問いをもち、協働的に探究、追究する授業づくり」を進め、児童のよさを捉え、自尊感情を引き出す指導に努める。

② いじめの早期発見

- ・学校、家庭、地域が連携・協働して、児童の小さなSOSを見落とさないようアンテナを高くして、児童の指導・支援にあたる。

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を中心に【いじめをしない・させない・許さない・見逃さない】という体制を強化する。そのため、全職員で研修等を行うなど、意識を高めるとともに、教育相談体制充実を図る。

③いじめの適切な対処、措置

- ・いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、関係諸機関（区役所、児童相談所等）や専門家と協力して解決にあたる。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 「学校いじめ防止対策委員会」の構成

校長・副校長・教務主任・児童支援専任・学年主任・養護教諭・人権担当教諭で構成し、これを「学校いじめ防止対策委員会」とする。必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）など外部専門家の参加を求める。

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- ・毎月1回「学校いじめ防止対策委員会」を定期的開催する。いじめを認知した時、また疑いがある場合には、これに限らず児童に関わりのある教職員等で早期に同委員会を開催する。定例会では、前月のいじめの認知件数や内容を再度確認し、未然防止・早期発見に努める。
- ・管理職の判断を仰ぎながら、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗状況を定期的に確認・管理していく。また、話し合われた内容について、関係職員で共通理解を図る。
- ・重大事案が起こった場合も同様に、この組織をもって調査・対応を行う。

(3) いじめ防止対策委員会の活動内容

①いじめの未然防止

- ・いじめに関する相談を行う体制として前述の「学校いじめ防止対策委員会」があることや、管理職・児童支援専任・養護教諭などの学校職員あるいはスクールカウンセラーがいることを児童及び家庭に周知し、その活用を促すようにする。
- ・新年度職員研修(4月)において、学校経営方針、児童指導方針を全教職員で共通理解する。また、全教育活動を通して学校の約束(「山元のきまり」)を全校児童に周知し、規律ある生活ができるように指導する。学校の約束については2月に見直しを行う。
- ・年に2回、Y-P アセスメントアンケート・学級風土チェック・検討会議を行い、それに基づいた「子どもの社会的横浜プログラム」を実施することで望ましい集団作りを心がける。
- ・校内重点研究を通して、子どもの考えを生かすことに意を用いた魅力ある授業づくりに努め、自ら問題を持ち、意欲的に学び続ける子どもを育てる。
- ・「挨拶」の大切さを認識し、お互いに(子ども、教職員共に)積極的な挨拶が交わされるような学校になるよう努める。
- ・清掃指導に積極的に取り組み、そのなかでも「黙働」による清掃ができるように努める。
- ・地域の活動に積極的に取り組む子を育成していくなかで、山元のまちを大切に、山元に生きる子を育てる。
- ・お互いに「よいところ」を見ることができるとともに子どもの育成に努める。また、自らの存在のかけがえのなさを実感できるようにして、「自己有用感」を育てていく。
- ・教科担任制の導入などにより、複数体制で児童理解や児童との関係構築に努める。
- ・SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進を図る。

②いじめの早期発見

- ・定期的に行っている「主幹会議」の時間に、直近で起きた事案や対応の確認、いじめの有無の確認、情報共有をする。
- ・毎月一回行われる「児童指導全体会」の時間に、全職員で気になる子どもの言動、様子に

ついて共通理解をもつ。

- ・年間2回の「いじめに関するアンケート」及び「いじめ解決一斉キャンペーン」に加え、横浜スタジアムによる日々の健康観察を実施し、実態の把握と早期発見に努める。また、必要に応じて実態把握後の面談を行う。
- ・保護者、地域、見守り隊、放課後キッズクラブなどの学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。

③いじめに対する措置

○初期対応

- ・いじめ事案が発生した場合、速やかに管理職に報告し、「学校いじめ防止対策委員会」を直ちに開き、情報の共有、対応方針の決定、記録の作成を行う。(役割分担を明確にする。)
- ・児童の気持ちに寄り添いながら、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童に対する聞き取り調査等により事実関係を把握する。
- ・いじめを受けた児童の保護者への報告を行い、意向を確認し、学校としての対応方針を決定する。

○いじめを受けた児童、行った児童に対して

- ・関係職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで適切な指導や支援を行うとともに、児童のストレスや不安等を認識し、再発防止に取り組む。
- ・いじめを行った児童の保護者への事実の説明を行い、今後の指導方針等について確認を行う。

○継続対応

- ・全職員で情報を共有し、再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援を行う。
- ・児童の継続的なケアを行う。いじめを受けた児童の心のケアについて、スクールカウンセラー等と連携を図る。
- ・学級、学年の集団への働きかけによる改善に努め、誰もが安心した学校生活を送れるように努める。
- ・いじめが犯罪行為にあたりと認められたり、重大事態に発展したりすることを想定した場合には、管理職の判断で警察署等の関係機関、専門機関との連携を図る。
- ・いじめに対する児童対応の中に、特別支援教育の視点も取り入れ、一人ひとりの受け取り方、感じ方に配慮しながら実態を把握し、指導や支援に生かす。

④いじめの解消について

いじめ解消の要件は少なくとも次にあげる2点の要件が満たされている必要があるので、定例の「学校いじめ防止対策委員会」で確認する。事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する。

《いじめ解消の要件》

- ・いじめの行為が少なくとも3か月(目安)間止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤職員等への研修

- ・新年度職員研修(4月)において、学校経営方針、児童指導方針を全教職員で共通理解する。また、全教育活動を通して学校の約束(「山元のきまり」)を全校児童に周知し、規律ある生活ができるように指導する。
- ・「いじめ」根絶!横浜メソッドを活用した教職員の能力を高める実践的な研修を研修や法の確実な運用の研修を定期的実施する。

- ◎児童理解研修 ◎人権研修
- ◎特別支援研修 ◎不祥事防止研修

⑥学校教育活動全体と連動したいじめ防止等の取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義・児童理解研修、 学校生活のきまの確認 横浜こども会議テーマの確認 児童指導全体会	入学式、保護者説明会、学年集会 学校説明会等で基本方針説明 個人面談

5月	いじめ早期発見のアンケート・教育相談 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	学家地連(仲尾台中ブロック) 学校運営協議会(基本方針説明) 運動会
6月	Y-P アセスメント実施① 個別の指導計画の作成 学校いじめ防止対策委員会 小中ブロック交流会(仲尾台中・平楽中ブロック) 児童指導全体会 特別支援研修	学家地連(平楽中ブロック)
7月	横浜こども会議(中学校ブロックで話し合い) 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会 不祥事防止研修	地区懇談会(平楽中ブロック) 学家地連パトロール活動(平楽中ブロック) 学警連
8月	中区こども会議 夏休みふり返り生活アンケート実施 学校いじめ防止対策委員会	
9月	学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	個人面談
10月	児童生徒交流日(両中学ブロック) 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	
11月	Y-P アセスメント実施② 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉防止キャンペーン(アンケート・面談) 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	個人面談(希望者対象)
1月	小中交流会(仲尾台中・平楽中ブロック) 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	
2月	生活アンケート実施 学校いじめ防止基本方針の見直し 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会	新一年生保護者説明会で学校いじめ基本方針の説明 学校運営協議会
3月	年間の振り返り、次年度への引継ぎ 学校いじめ防止対策委員会 児童指導全体会 個別の指導計画評価	
通年	Study Navi 教育相談 児童会活動	

(4) 重大事案への対処

①重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。(※)相当の期間とは30日程度

②重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

③重大事態の調査

「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、記録を作成する。

④児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たって、学校は関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、学校いじめ防止対策委員会において、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年1回以上点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。

「山元小学校いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。

また、その際は、

- ①横浜子ども会議の取組や児童会などを通じて児童の意見や思いを聴き、反映に努める。
- ②学校評価アンケートの評価項目にいじめ防止等の取組に関する項目を設け、保護者の意見も得られるように努める。
- ③学校いじめ防止対策委員会等を活用し、教職員や関係機関の意見を聞いて取り入れる。
- ④学校運営協議会を活用し、地域や関係機関の意見を取り入れる。